

議案第 53 号

徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により、徳島県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 10 日提出

小松島市長 濱田保徳

## 徳島県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

徳島県市町村総合事務組合規約（昭和54年徳島県指令地方第5号）の一部を次のように改める。

別表第1中「，美馬西部学校給食センター組合」を削る。

別表第2第3条第1号に関する事務の項中「，美馬西部学校給食センター組合」を削り，同表第3条第11号に関する事務の項中「，美馬西部学校給食センター組合」を削る。

### 附 則

この規約は，徳島県知事の許可のあった日から施行し，平成31年4月1日から適用する。